別表第３　居宅訪問型保育事業（保育認定）

地域区分	認定区分	保育必要量区分	基本分単価	処遇改善等加算（区分１及び区分２） 加算率（注１） (a)	(b)	(c)	資格保有者加算 処遇改善等加算（区分１及び区分２） 加算率（注１） (a)	(b)	休日保育加算 処遇改善等加算（区分１及び区分２） 加算率（注１） (a)	(b)
①	②	③	④	⑤			⑥		⑦	
20/100地域	3号	保育標準時間認定	608,720	6,080	(a)	(b)	3.1 (c)	24,770	240	(a)	(b)	24,190	240	(a)	(b)
	3号	保育短時間認定	544,970	5,440	(a)	(b)	2.6 (c)								
16/100地域	3号	保育標準時間認定	592,070	5,920	(a)	(b)	3.2 (c)	23,950	230	(a)	(b)	23,380	230	(a)	(b)
	3号	保育短時間認定	528,320	5,280	(a)	(b)	2.7 (c)								
15/100地域	3号	保育標準時間認定	587,920	5,870	(a)	(b)	3.2 (c)	23,740	230	(a)	(b)	23,220	230	(a)	(b)
	3号	保育短時間認定	524,170	5,240	(a)	(b)	2.7 (c)								
12/100地域	3号	保育標準時間認定	575,440	5,750	(a)	(b)	3.3 (c)	23,120	230	(a)	(b)	22,570	220	(a)	(b)
	3号	保育短時間認定	511,690	5,110	(a)	(b)	2.8 (c)								
10/100地域	3号	保育標準時間認定	567,110	5,670	(a)	(b)	3.3 (c)	22,710	220	(a)	(b)	22,190	220	(a)	(b)
	3号	保育短時間認定	503,360	5,030	(a)	(b)	2.9 (c)								
6/100地域	3号	保育標準時間認定	550,480	5,500	(a)	(b)	3.4 (c)	21,880	210	(a)	(b)	21,380	210	(a)	(b)
	3号	保育短時間認定	486,730	4,860	(a)	(b)	3.0 (c)								
3/100地域	3号	保育標準時間認定	538,000	5,380	(a)	(b)	3.5 (c)	21,260	210	(a)	(b)	20,790	200	(a)	(b)
	3号	保育短時間認定	474,250	4,740	(a)	(b)	3.0 (c)								
その他地域	3号	保育標準時間認定	525,520	5,250	(a)	(b)	3.6 (c)	20,640	200	(a)	(b)	20,140	200	(a)	(b)
	3号	保育短時間認定	461,770	4,610	(a)	(b)	3.1 (c)								

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	夜間保育加算 ⑧			連携施設加算 ⑨		特定の日に保育を行わない場合 ⑩	安全計画の策定等をしていない場合（注２） ⑩a	経営情報等の報告を行っていない場合（注２） ⑩b
				処遇改善等加算（区分１及び区分２）		障害・疾病のある子どもを保育する場合	それ以外の場合			
				加算率（注１）						
				(a)	(b)					
20/100地域	3号	保育標準時間認定	＋ 56,000	＋ 560 × （加算率(a)	＋ 加算率(b)）	＋ 37,930	19,840	－（④+⑤+⑧+③）×7/100×事業を行わない週当たり日数	－ 1,350	－ ④×5/100
	3号	保育短時間認定						－（④+⑤+⑧+③）×6/100×事業を行わない週当たり日数		
16/100地域	3号	保育標準時間認定	＋ 54,070	＋ 540 × （加算率(a)	＋ 加算率(b)）			－（④+⑤+⑧+②）×7/100×事業を行わない週当たり日数	－ 1,350	－ ④×5/100
	3号	保育短時間認定						－（④+⑤+⑧+③）×6/100×事業を行わない週当たり日数		
15/100地域	3号	保育標準時間認定	＋ 53,720	＋ 530 × （加算率(a)	＋ 加算率(b)）			－（④+⑤+⑧+③）×7/100×事業を行わない週当たり日数	－ 1,350	－ ④×5/100
	3号	保育短時間認定						－（④+⑤+⑧+③）×6/100×事業を行わない週当たり日数		
12/100地域	3号	保育標準時間認定	＋ 52,320	＋ 520 × （加算率(a)	＋ 加算率(b)）			－（④+⑤+⑧+③）×8/100×事業を行わない週当たり日数	－ 1,350	－ ④×5/100
	3号	保育短時間認定						－（④+⑤+⑧+②）×7/100×事業を行わない週当たり日数		
10/100地域	3号	保育標準時間認定	＋ 51,270	＋ 510 × （加算率(a)	＋ 加算率(b)）			－（④+⑤+⑧+③）×8/100×事業を行わない週当たり日数	－ 1,350	－ ④×5/100
	3号	保育短時間認定						－（④+⑤+⑧+③）×7/100×事業を行わない週当たり日数		
6/100地域	3号	保育標準時間認定	＋ 49,520	＋ 490 × （加算率(a)	＋ 加算率(b)）			－（④+⑤+⑧+③）×8/100×事業を行わない週当たり日数	－ 1,350	－ ④×5/100
	3号	保育短時間認定						－（④+⑤+⑧+③）×7/100×事業を行わない週当たり日数		
3/100地域	3号	保育標準時間認定	＋ 48,120	＋ 480 × （加算率(a)	＋ 加算率(b)）			－（④+⑤+⑧+②）×8/100×事業を行わない週当たり日数	－ 1,350	－ ④×5/100
	3号	保育短時間認定						－（④+⑤+⑧+③）×7/100×事業を行わない週当たり日数		
その他地域	3号	保育標準時間認定	＋ 46,720	＋ 460 × （加算率(a)	＋ 加算率(b)）			－（④+⑤+⑧+③）×8/100×事業を行わない週当たり日数	－ 1,350	－ ④×5/100
	3号	保育短時間認定						－（④+⑤+⑧+③）×7/100×事業を行わない週当たり日数		

処遇改善等加算（区分３）	⑪	Ａ：処遇改善等加算（区分３）－①	※１　各月初日の利用子ども数の単価に加算 ※２　Ａ又はＢのいずれかとする。
		49,060 ÷ 各月初日の利用子ども数	
		Ｂ：処遇改善等加算（区分３）－②	
		6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数	

第三者評価受審加算	⑫	150,000÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

施設機能強化推進費加算	⑬	100,000（限度額）÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

保育ＩＣＴ推進加算	⑭	180,000÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

（注１）処遇改善等加算（区分１及び区分２）の加算率において、（a）は第１条第17号の基礎分における職員１人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18号の賃金改善分における職員１人当たりの平均経験年数に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第２又は別表第３に規定する割合をいう。

（注２）令和８年度においては７月から加減調整する。